

(事後公表)

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号の規定による随意契約を締結したので、奈良県契約規則（昭和39年5月奈良県規則第14号）第16条の2第3項の規定により、次のとおり公表します。

令和8年4月1日

1 契約の名称、数量及び契約金額

- (1) 名称 令和8年度奈良県立万葉文化館庭園管理業務
- (2) 契約金額 5,724,000円

2 契約の相手方の名称及び所在地

- (1) 名称 明日香村シルバー人材センター
- (2) 住所 高市郡明日香村大字川原91-1番地

3 契約年月日

令和8年4月1日

4 契約の相手方を選定した理由

令和8年3月17日付けで事前公表した決定方法で該当した者

5 契約事務を担当する所属

奈良県立万葉文化館

住所：高市郡明日香村飛鳥10番地

電話：0744-54-1850

FAX：0744-54-1852